

焼津市工場立地に関する準則を定める条例制定のお知らせ

工場立地法の改正にともない、焼津市工場立地に関する準則を定める条例を制定しました。これまで国の基準に従って一律で定められていた緑地面積率等について、市内の実情に合わせた設定に変更することで、より快適な住環境の確保と地域経済の活性化を図ります。(平成26年1月1日施行)

工場立地法とは

工場の立地が周辺環境の保全を図りつつ適正に行われるよう、一定規模以上の工場（特定工場）を設置する際、一定以上の緑地及び環境施設等の設置を義務づけた法律です。

条例の内容

(1) 緑地面積率及び環境施設面積率について

特定工場等の緑地面積率等について、これまでは市内の全ての地域に国の一律の基準が適用されてきましたが、市内の実情に合わせ、あらたに用途地域ごとに以下のとおり設定します。

区域	環境施設(緑地含む)面積率 【うち緑地面積率】		旧基準との比較
	旧基準	新基準	
第1種区域 (住居系地域、 商業系地域)	敷地面積の25%以上 【敷地面積の20%以上】	敷地面積の30%以上 【敷地面積の25%以上】	+5%
第2種区域 (準工業地域)		敷地面積の20%以上 【敷地面積の15%以上】	-5%
第3種区域 (工業地域、 工業専用地域)		敷地面積の15%以上 【敷地面積の10%以上】	-10%
第4種区域 (用途地域の 定めのない地域)		敷地面積の25%以上 【敷地面積の20%以上】	変更なし
※第4種区域内の 一部地域		敷地面積の20%以上 【敷地面積の15%以上】	-5%

第1種区域については、住居の環境を保護する地域、または商業等の利便を増進する地域であることから、基準を強化し5%増とします。第2種、第3種区域については工業の利便を増進する地域であることから、旧基準より5~10%緩和します。第4種区域については、原則的には旧基準どおりとしますが、一部地域については旧基準より5%緩和します。

※第4種区域内の一部地域とは・・・

- ① 区域内で平成25年12月31日までに新設の届出が済んでいる特定工場の敷地
- ② 第3次焼津市国土利用計画に位置付けされている新たな産業創出エリア
- ③ 第3次焼津市国土利用計画に位置付けされている新たなにぎわいとふれあい創出エリア

☆裏面に続きます。

条例の内容

(2) 重複緑地について

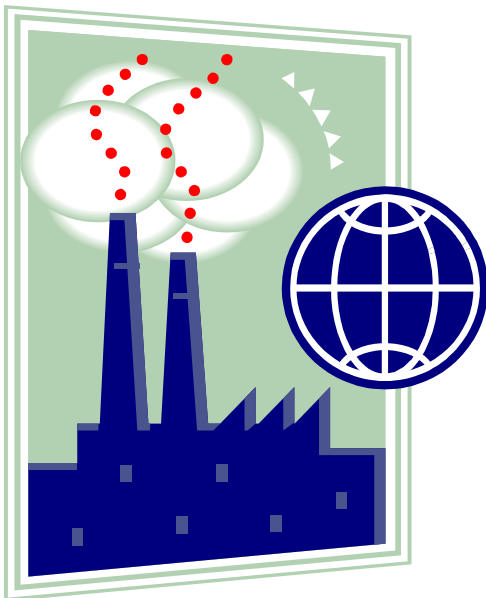
緑地と緑地以外の施設が重複する土地及び建築物屋上等緑化施設(重複緑地)について、これまでは緑地面積に算入できる割合が必要緑地面積の25%までとなっていましたが、50%まで算入可能となりました。

【例】敷地面積が10,000㎡、必要緑地面積が2,000㎡(必要緑地率20%)の場合
(条例制定前)2,000㎡の25% → 500㎡まで重複緑地として算入可能
(条例制定後)2,000㎡の50% → 1,000㎡まで重複緑地として算入可能

◆用語解説◆

特定工場	次の①、②の両方に該当する工場。 ① 敷地面積9,000㎡以上または敷地内建築物の建築面積の合計3,000㎡以上 ② 次のいずれかの業種に該当すること (イ) 製造業(物品の加工修理業を含む。) (ロ) 電気供給業(水力発電所、地熱発電所、太陽光発電施設を除く。) (ハ) ガス供給業 (ニ) 熱供給業
緑地面積率	敷地面積に対する緑地面積の割合
環境施設面積率	敷地面積に対する環境施設面積の割合
緑地	緑地 + 重複緑地
重複緑地	緑地と構造物が重複している緑地(駐車場緑化ブロック、屋上緑化、壁面緑化等)
環境施設	緑地 + 緑地以外の環境施設
緑地以外の環境施設	太陽光パネル、運動施設、雨水浸透施設、美観の整った調整池、野菜畑等

特定工場の新設や変更等を行う際は届出が必要ですので、下記担当までご連絡ください。



◇工場立地法に関する届出・お問い合わせは◇

〒425-8502

焼津市本町2-16-32

焼津市経済産業部商業・産業政策課(企業立地支援担当)

TEL: (054) 626-2260

FAX: (054) 626-2188

E-mail: sangyo@city.yaizu.lg.jp